

対象年度		令和 3年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート									
事務事業名		妊産婦・乳児健康診査事業						予算事業名		妊産婦・乳児健康診査事業費			
予 算 科 目		会計	01	款	項	目	事業	要求区分	母子保健法				
				04	01	03	2004	経常経費	根拠法令				
総合計画体系		1ともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)						事業の区分		主要事業			
		1-3安心して子育てできる児童福祉の充実（児童福祉）											
		③子育て家庭への支援						担当課係等		健康増進課			
その他						母子保健係							
事業期間		継続（平成 9年度～ 年度）											
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】							【事業開始のきっかけや他市の状況など】						
・妊産婦が定期的に健康診査を受診し、安心安全な妊娠・出産ができ、産後の体調管理をすることができる。 ・児の疾病の早期発見、健全な発育発達ができる。 ・新生児聴覚検査にて、異常の早期発見ができる。							母子保健法に基づき実施						
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】							【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】						
健康診査の一部又は全部を助成する。 ・妊娠届出時及び転入時に、健康診査受診票の交付と定期的な健康診査の必要性を説明し受診勧奨。 ・健康診査及び保健指導は医療機関に委託し実施（妊婦健康診査及び産婦健康診査：県外の契約外医療機関にて健診を受ける場合は償還払いにて対応） ・妊婦健康診査は14回 ・乳児健康診査は2回 ・産婦健康診査は2回（令和元年度拡充） ・新生児聴覚検査は初回及び確認検査（令和2年度拡充） ・母子健康手帳の交付							妊娠届出等により把握した妊婦、産婦及び乳児						
							【事業をとりまく環境の変化】						
							平成27年4月1日、子ども・子育て支援法の中で市町村が義務として行う事業の一つとして、妊婦健康診査が位置づけられた。また、母子保健法が改正され、妊婦に対する健康診査についての望ましい基準が示された。平成29年度より、県では、産後の健康管理のために、産婦健診開始の勧奨が強まり、平成31年4月1日から産婦健康診査開始。平成30年度には、聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、新生児聴覚検査の公費負担を積極的に行うよう勧奨が強まった。						
【令和 3年度 事業内容】				【令和 4年度 事業内容】				【令和 5年度 事業内容】					
・母子健康手帳の交付 ・委託医療機関における妊婦健康診査、産婦健康診査、乳児健康診査、新生児聴覚検査				・母子健康手帳の交付 ・委託医療機関における妊婦健康診査、産婦健康診査、乳児健康診査、新生児聴覚検査				・母子健康手帳の交付 ・委託医療機関における妊婦健康診査、産婦健康診査、乳児健康診査、新生児聴覚検査					

■事業費

		R01年度	R02年度			
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	0	2,080			
	県 支 出 金	0	0			
	地 方 債	0	0			
	そ の 他	0	0			
	一 般 財 源	31,407	45,707			
歳 入 計（千 円）		31,407	47,787			
歳 出 内 訳	節（番号＋名称）	金額（千円）	金額（千円）			
	10 需用費	617	415			
	11 役務費	402	599			
	12 委託料	29,931	45,283			
	19 扶助費	457	1,490			
歳 出 計（千 円）（A）		31,407	47,787			
伸 び 率（％）			52.15			
備 考	総合計画 59ページ 予算書 101、102ページ					

令和元年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R01年度	R02年度	R03年度
活動 指標	産婦健康診査受診票交付件数	件	目標	1,043.00	700.00	700.00
			実績	1,043.00	0.00	0.00
	新生児聴覚検査受診票交付件数	件	目標	0.00	390.00	390.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	産婦健康診査受診率	%	目標	70.00	60.00	70.00
			実績	42.90	0.00	0.00
	新生児聴覚検査健康診査受診率	%	目標	0.00	100.00	100.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	安全な出産や児の健全な発育のために必要である。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	行政にしかできない事業である。
	手段の妥当性	A 妥当である	現在の手段が一般的である。
効率性	コストの効率性・人員効率	A 改善の余地はない	コストは高いが、委託医療機関において実施しているので安心して健康診査が受けられる。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	広い範囲に対して便益が提供されており偏りは見られない。
有効性	成果向上の余地	B どちらも言えない	妊婦健康診査受診率は前年度より上昇し、乳児健康診査受診率は減少している。安心安全な出産と児の健全な発育発達を支援するため、引き続き受診率の向上に努める必要がある。産婦健康診査によって、産後うつ等の早期発見・早期支援につなげることができた。
進捗度	事業の進捗	B どちらも言えない	健康診査受診の必要性を説明し、受診率の向上に努める。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
妊産婦が安心・安全に出産でき、児が健やかに発育発達するため、健康診査は重要である。健康診査受診によって、周産期死亡率や乳児死亡率の低下、産後の健康管理や育児支援、疾病の早期発見・早期治療につながるため、引き続き受診率の向上に努める。また、外国語母子健康手帳の受容が高まっており、引き続き対応していく必要がある。令和2年4月1日から新生児聴覚検査助成を開始したため、難聴等の早期発見・早期治療のために、受診勧奨していく。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
妊娠早期に母子健康手帳を交付し、妊婦自らが健康な生活を送れるよう支援していく。 安心・安全な妊娠出産のため、児の健やかな成長のために健康診査についての意識啓発を図り、受診率の向上に努める。 産婦健康診査は、引き続き受診率の向上に努め、産後の健康管理及び産後うつ傾向の産婦への早期支援につなげる。 新生児聴覚検査は引き続き周知し、児の難聴等の早期発見・早期治療につなげる。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
方向性の具体的内容 安全、安心な妊娠、出産及び乳幼児の健やかな成長のため、適切な時期に健康診査が受診できるよう事業の啓発を行うとともに、支援が必要な市民に対しては、個別に応じた迅速で継続的な支援を行う。	
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。	